

令和5年第2回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 5 年 6 月 15 日（木曜日）

議 事 日 程（第4号）

第1 一般質問

第2 議案第37号 三島キャンプ場整備工事（建築主体）請負契約の締結について

第3 議案第38号 窪川中学校トイレ改修工事（建築主体）請負契約の締結について

第4 議案第39号 窪川中学校トイレ改修工事（機械設備）請負契約の締結について

第5 議案第40号 消防ポンプ自動車の売買契約の締結について

第6 議案第41号 四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

第7 議案第42号 四万十町税条例の一部を改正する条例について

第8 議案第43号 四万十町集会所等条例の一部を改正する条例について

第9 議案第44号 令和5年度四万十町一般会計補正予算（第2号）

追加日程第4号－追加1 報告第9号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

第10 発委第2号 四万十町議会議会改革調査特別委員会の設置について

第11 四万十町議会議会改革調査特別委員会委員の選任について

第12 陳情第5－5号 町道宮ノ越線（五社大橋）の拡幅工事を求める陳情書

第13 議員派遣の件について

第14 閉会中の継続審査・調査申し出について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第14まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員（15名）

1 番 水 間 淳 一 君

2 番 橋 本 章 央 君

3 番 中 野 正 延 君

4 番 林 健 三 君

5 番 堀 本 伸 一 君

6 番 山 本 大 輔 君

7 番 武 田 秀 義 君

8 番 村 井 眞 菜 君

9番 緒方正綱君
12番 伴ノ内珠喜君
14番 古谷幹夫君
16番 味元和義君

10番 中屋康君
13番 佐竹将典君
15番 下元真之君

~~~~~

欠席議員(1名)

11番 田邊哲夫君

~~~~~

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
政策監	大元学君	会計管理者	細川理香君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	池上康一君	危機管理課長	西岡健二君
企画課長	川上武史君	農林水産課長	佐竹雅人君
にぎわい創出課長	小笹義博君	税務課長	戸田太郎君
町民課長	今西浩一君	建設課長	下元敏博君
健康福祉課長	国澤豪人君	高齢者支援課長	三本明子君
環境水道課長	小嶋二夫君	教育長	山脇光章君
教育次長	浜田章克君	生涯学習課長	味元伸二郎君
学校教育課長	長森伸一君	農業委員会事務局長	清藤真希君
農業委員会会長	太田祥一君	代表監査委員	田邊幹男君
総務課財政班長	片岡丈明君	大正・十和診療所事務長	吉川耕司君
特別養護老人ホーム事務長	三宮佳子君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長 北村耕助君

町民生活課長 林和利君

十和地域振興局

局長兼地域振興課長 富田努君

町民生活課長 畦地永生君

~~~~~

事務局職員出席者

|      |       |    |       |
|------|-------|----|-------|
| 事務局長 | 岡英祐君  | 次長 | 正岡静江君 |
| 書記   | 友永龍二君 |    |       |

~~~~~

午前 9 時30分 開議

○議長（味元和義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまより令和 5 年第 2 回四万十町議会定例会第 9 日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に、11 番田邊哲夫君から欠席届があっております。報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は発言通告書受付順に従い、発言を許可することにします。

13 番佐竹将典君の一般質問を許可します。

13 番佐竹将典君。

○13 番（佐竹将典君） 皆さん、おはようございます。議長から許可をいただいたので、一般質問を始めます。私自身、今回が 2 回目の一般質問なので、非常に緊張しております。何とぞよろしくお願いします。

今回私は二つの質問を用意しました。一つは、コワーキングスペースについて、もう一つは四万十町のインターネット改善時期、改善後のスピードについてです。コワーキングスペースのことを聞く前に、町長に一つお伺いしたいことがあります。これから先の四万十町としての方針、四万十町自体も少子高齢化により町民の平均年齢が上がり、人口も少なくなっていると思います。中尾町長は、これから町外、県外の方々に、四万十町に移住してもらいやすいようにといろいろな支援、政策をしかけていっていると思います。もちろん、その移住者の中には、1 次産業従事者だけではなく、いろいろな職業、職種の方がいらっしゃると思います。例えば IT 関係、リモートワーク、テレワーク等の仕事をされている方も四万十町に是非移住していただき、このまちで共に生活の基盤をつくり、共存共栄という形で反映していただきたいと思いますでしょうか。お答えください。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 佐竹議員においては 2 回目の質問で、今、心強いお言葉をいただきましたけれども。私も就任以来、やはり 1 丁目 1 番地では移住・定住、若者定住、そして地産外商、さらには学校用地の利用によっての、業者の誘致とかに努めてきたところで。特にこの数年来、移住者がだんだんに多くなり、現場の努力もあったと思いますけれども、やはり今後は少子高齢化の中でどうしても U ターン者、移住者を求めるのが今の私の一番力強く訴えていきたい政策ということで、強くやっておりますけれども、今後において

も1回出た方がまた帰ってこられる環境、そしていろいろな力をつけた方がこの町で活躍している環境はしっかりつくっていきたいと考えております。そうやってみてみますと、なかなかこの町は若い方も今、頑張っており、そういった方のリーダーシップの下で、我々は続くような起業家も育成していきたいと考えております。結果として人材育成の部分でも、ビジネスプランコンテストを何回かやりましたし、非常にそういったところで小さな商売かもしれませんが、起業家も増えております。是非、皆さん方のお力をいただいて、この町で起業する、そしてさまざまな部分で活躍していただける人材をつくっていきたいと考えております。

○議長（味元和義君） 13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） いろいろな職種の方々にこの四万十町内で活躍していただきたいという旨の答弁と思います。これでお互いの認識の確認ができたので、これから先の質問に進んでいきます。今回私は、この一般質問でインターネットの速さのお話をメインでやっていきたいと思っておりますので、普段聞き慣れない言葉がよく出てくると思います。例えばMbpsという数値が出てきます。ここでちょっと皆さんにも分かりやすいように説明したいんですが、このMbpsは1秒間に送受信可能なデータ量を示す単位です。要するにこの数字が大きくなれば大きくなるほど通信速度が速くなります。例えば20Mbpsより100Mbpsが通信量は多いので速く、100Mbpsより200Mbpsが速いとなります。

まず一点目の質問。コワーキングスペースの利用者数をどう受け止めているかという質問です。本題の利用者数のお話をする前に、ここで一つ申し上げておきたいことがあります。というのも、私自身このコワーキングスペースのことはすごく気になっていたもので、1度だけ、コワーキングスペースを利用しました。そして、今回一般質問するに当たって、事務局を通して、にぎわい創出課からコワーキングスペースの資料をいただいております。私自身、この資料の数字にちょっと違和感があり、実際コワーキングスペースまで行って直接確認してみると、「こんなに利用者があるはずがない、これは多分間違っている」といって、別の資料が出てきました。この二つの資料をよく見ると、令和4年4月から令和5年3月までで508人ほど利用者の数が違っておりました。最終的にはどこがどう違うのかは確認が取れたのでこの点は良かったんですが、にぎわい創出課から出てきた資料は設備予約システム導入委託料が間違っていたりして、ぶっちゃけて言うとそこまで参考にできる資料ではなく、私も資料をもらってから4日間ほど一般質問を考えることができなかったです。

これからは、にぎわい創出課とコワーキングスペースの二つで、どこからを利用者としてカウントするのかをもう一度話し合って、同じ認識を持って利用者をカウントしていただくことをお願いしたいです。そうすることによって、しっかりとしたデータが取れ、改善点が見えてくると思います。忙しい中の資料づくりにはなるとはと思いますが、議事録にも残ることなので、できるだけ数や金額を間違えないようにやっていただきたいと一言お伝えしたいです。ご答弁をお願いします。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 議員おっしゃるように、委託先と当課で把握している数が違う状態が生じていたことは事実です。現在の利用者ですけれども、当課で把握しておる令和4年度については、1階のオフィススペースで一般の方が182人、小学生が201人、中高生が127人、イベント利用が513人となります。議員のご指摘の、委託先と数が大きく異なっていたのはイベント利用で、これは当課で申請を受け付けて、当課が鍵の開け閉め等の管理に携わっていましたが、日報で管理していた委託先とは数字が大きく異なっていたのが原因です。また、当課では月締めの申請者数を申請実績と確認しておりました。委託先の担当者が日報の数字を若干間違えていたこともあり、数字が違っていました。今後はこのようなことがないように、委託先と密に連携を取り、しっかりとやっていきたいとします。

以上です。

○議長（味元和義君） 13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） ご答弁いただいたので、今から訪問者数のことを質問します。私自身、ウェブサイトで四万十町コワーキングスペースのことを調べてみました。この施設、2階が貸しオフィスで1階はドロップイン、要するに一般の18歳以上の方が1時間200円を払い利用する場所です。18歳以下の方は無料で利用できると書いておりました。

じゃあ、この施設は一体どれぐらい利用されているのか、前回提出していただいた資料を見てみますと、イベントのときだけは結構利用者が増える傾向があることが分かりました。令和4年6月、7月には四万十町内のお祭りがあり、6月に185人、7月に368人利用となっております。8月にもお祭りがあり100人利用、それ以外はそんなイベントはちょこちょこあっても100人単位で来ている月はないですね。にぎわい創出課長も、この施設がどれだけ繁盛しているか、実態はぶっちゃけ把握されていると思いますので、この辺から一般利用者数を読み上げていきます。令和4年4月から令和5年3月までで一般利用者

の数が182人、これを12か月で割ると1か月当たり15人が来ていることになります。この15人を施設は土日が休みなので、ざっくり22日の営業日で割ると、1日に1人も来ていないときもある計算になります。実際、私自身もコワーキングスペースに行って直接スタッフに聞いたところ、一般利用者は大体1日でゼロ人から3人程度、ひどいときでは1週間でゼロ人のときもあると説明していただきました。私が行ったのが6月1日ですが、1時間ほどそこに滞在しました。1階ドロップインスペースにいたのが、コワーキングスペースのスタッフだけで、そのスタッフたちも、「本当にお客さん来ないんです、ここ」と言っていました。

あと、この施設には一体どれぐらいお金がかかっているのか、総事業費等も読み上げていきます。まず、令和4年9月定例会資料ですが、取壊し費用を含め、総事業費が1億529万5,927円、その内訳はほぼ補助金ですが、充当財源が地方創生テレワーク交付金2,250万円、シェアオフィス等環境整備事業補助金200万円、過疎対策事業債が7,580万円。令和4年4月からの収支も見てみました。売上が合計で124万9,400円です。この施設の維持管理費用は329万1,246円かかっており、実質204万8,846円の赤字です。ほぼ補助金ですが、これだけの費用をつぎ込み造り上げた施設です。この一般利用者数と売上げをどう思われますか。この施設は成功していると思いますか。中尾町長、お答えください。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議員ご指摘の収支の部分では、確かに赤字が発生しておるのは否定できませんし、今の利用状況では決して良くないと思います。ただ、私としては今後の可能性も含めて、やはり利用拡大に向けた利用促進についてはやっていきたいと思います。現状の課題をしっかりと整理して、今回のご質問を契機にしっかりと対応していきたいと考えております。

○議長（味元和義君） 13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） これからこの施設の改善をされていくという旨の答弁をいただいたと思います。次の質問ですが、なぜこのような事態になったのか、改善点など利用者側からの意見を聞いてどう思うか、また深掘りをしていきます。

ここで、私の知り合いが実際にコワーキングスペースを使ってみた感想を、町長に直接お伝えします。この方は四万十町の方と結婚されて、名古屋市から四万十町に移住してきました。四万十町在住歴はおよそ1年程度だと思います。皆さんにも少し親身になって聞いていただきたいので、こちらの方のお仕事内容を詳しくお話しします。この方のお仕事

は在宅ワークで、簡単に言うとIT関係です。仕事内容は、動画編集やアプリでゲームなどをつくっております。動画は主にインフルエンサーから依頼を受け、YouTubeショート動画やTikTokショート動画を作成しており、ジャンルは主にエンタメ系、マーケティング対談動画などを編集して、依頼者からGoogleドライブやギガファイル便などで送られてきたファイル、動画を編集して、送り返し収入を得ているという感じです。この方いわく、名古屋市にいたときと比べると、四万十町で仕事を始めてから仕事の効率が大体5倍から10倍程度下がったみたいで、特にアプリでゲームをつくるのがリアルタイムで影響するらしく、本当に仕事がしづらいという声をいただきました。この方も言っていたんですが、都会の方はコワーキングスペースと聞くと、インターネット環境が整っているという認識で、実際、四万十町にコワーキングスペースができると聞いたときはすごく嬉しかったそうです。そして、実際、この方がコワーキングスペースを3回から4回程度試してみたときに、1階のドロップインスペースのWi-Fi速度を測ったら23Mbps、2階が83Mbpsぐらいで、何と四万十町のその方の自宅にいるときよりも、インターネット環境が悪かったそうです。ここでわざわざお金使って滞在する意味ないよねということで、結局、家で仕事をしております。家のWi-Fiの速度は90Mbpsぐらいでしたが、これでも正直だいたい遅いとは言っていました。ここで質問ですが、なぜあえてコワーキングスペースの1階のドロップインスペースに、自宅より遅い30MbpsのWi-Fiを付けたのか、中尾町長、お答えください。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 町長ご指名ですが、私から答弁します。

まず30Mbps、確かに非常に今の環境にとっては遅い速度となっております。ここについては、他の自治体の事例等も参考に計画したわけですが、当初、その大容量の環境で働く方がおられるという想定が甘かったこともあります。ですが、そこは今後改善していきたいと思っておりますし、また後段でインターネット環境の整備について、企画課から答弁があるかと思えます。どうしても四万十町内においては、衛星通信もあるかもしれませんが、ケーブルテレビに依存していますので、最初は30Mbpsで様子を見たというところでは。

以上です。

○議長（味元和義君） 13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） 私からしたら、要するに下調べが甘かったという認識の答弁だっ

たと今思うんですが、実際に、もし中尾町長が利用者の場合、自宅より遅いWi-Fi、インターネット環境を使って、お金を払って仕事をしたいと思いますか。お答えください。使いたいかわいたくないかの二択でいいです。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 自分の業態に合わないものを使いたくはないと思います。

○議長（味元和義君） 13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） もう一つ、この方からの意見です。以前、別の場所、恐らく県外だと思われるんですが、コワーキングスペースを使用したことがあったみたいで、コワーキングスペースには結構、同業者といいますか、似た職種の方々が集まってくるので、そこで出会った方たちとお仕事の話や技術的なアドバイス、意見交換などが行われたりして、実際、コワーキングスペースの中で小さなコミュニティといいますか、そういう環境が育まれていたということですが、四万十町のコワーキングスペースはコミュニティができるどころか利用者がほとんどいないので、コミュニティスペースとしても、プロの人からしたら全面的に機能していないんじゃないかという意見をいただいたんですね。この意見についても、実際これからそういう特殊な職業の方々が意見交換できる場所に変えていくんだという認識は、中尾町長にもありますか、お答えください。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 正に利用する方の思いが繋がって、実際、業務ができる環境をつくっていきたいと思います。私自身も前段の調査不足があったことはいなめないで、今回この質問をいただいた契機に、やっぱり利用者の皆さん方のご意見が取れる方法をもって、これは後々今のネット環境の問題も出てきますので、対応できるものは、全てできるとは思ってないですけども、なるべく早くそこでお仕事ができる環境をつくっていきたいと考えております。

○議長（味元和義君） 13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） これからのコワーキングスペースの環境改善に努められていくという旨の答弁をいただきました。先ほどもおっしゃられたと思うんですが、私の質問に被っているところがありますので、もう一度聞かせていただきます。

次の質問です。この施設を建てる前に利用者層に聞き取り調査をしたのかと、今更なのですが、私の周りのプロの編集者、一般の人も含めて、このコワーキングスペースが本当に使い物にならないという声をよくいただきます。実際にこの施設を建てる前に、我が町

のインターネット速度で町外、県外の方々が満足するのか、利用者がストレスなく仕事ができるのか、調査はどのぐらいしたんでしょうか。お答えください。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） この施設については、当課で言うと、地場産業推進係で整備しておりますけども、もともとは移住・定住係からのお話でした。移住者の中でテレワーカーが増えてきているので、そうした方々と意見交換をする中で、こういう施設を造ってみたいという発案だったと聞いております。実際にどのような意見交換が行われたか記録が残っていませんが、建設中には地域おこし協力隊を中心とした方々からの聞き取り調査や、建設後、高校生からの利用に関するアンケートを取ったりはしております。確かにネット環境が遅いというご指摘がありますので、そうした意見も反映させて、今後施設の改善に努めてまいります。

以上です。

○議長（味元和義君） 13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） 仮に調査していたとしても、基本の基の字みたいなところですから、コワーキングスペースという名の下で運営していくんだったら、これだけネット環境に関してクレームが来ると、ちゃんと調査したとは言えないと私自身は思っております。私はそこで思いました。四万十町のインターネット環境でこのような施設を造っても、結局、利用者が満足しない可能性が大いにあるので、別に無理してこの施設を造る必要もなかったんじゃないかなと。コワーキングスペースに関しては、インターネット速度が非常に重要視される施設だと思います。結局、補助金だけ引っ張ってきて施設は造るけども、肝腎のサービス、ネット環境が提供できないとなると利用者には当然満足していただけませんし、先ほど紹介した名古屋市の方は、既にスターリンクといって、衛星から5G飛ばすやつを注文してメイン、若しくはサブ回線で、もっとWi-Fi環境を改善できないかと試しておられます。要するに、コワーキングスペースだけに限らず、もう少し大きな視点から見ると、四万十町自体のネット環境が悪すぎて苦勞しているというご指摘を受けました。このコワーキングスペースですが、造ってしまった施設なので、はっきり言うたら仕方ないんですね。これから何かの施設を造るときは、事前に、この施設は利用者に満足していただけるかしっかり精査して、コワーキングスペースのようにならないように、利用者からこんな初歩的な基本の基の字みたいなところでクレームが来ないように施設づくりをやっていただきたいと思います。中尾町長、ご答弁お願いします。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 正にこういったことは恐らく想定しておりませんでしたけども、私の指示不足でこうなったことは改めて深く反省しておりますけども、今後そういった視点を改善しながら、なるべく利用ができる環境はつくっていきたいと思います。全体的な問題もあろうと思いますけども、是非こういったご指摘もいただいたので、今後の事業導入に向けては、そういった視点でさまざまな方面で聞き取りもしながら、利用拡大につながっていける方向性をしっかり確認して取り組んでいきます。

○議長（味元和義君） 13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） 大体何を聞いても、この施設をこれから改善していきたいという旨の答弁になっていたと思います。これから施設の改善について頑張ってやっていただきたいと思います。

次に、この施設をどう発信していき、もっと多くの利用者に使ってもらえるようにするかという質問です。前回、私がこの施設に行ったときですが、コワーキングスペースのスタッフに質問しました。この施設はなぜこんなに利用者が来ないのかと。もちろん、低速インターネット環境も利用者離れを引き起こしたことに大いに関係しているでしょうと言っていました。あと、この施設はSNS発信をしていないのであまり周知されていないのではないかという声もいただきました。施設のスタッフいわく、ちょっと前にSNS発信を試みてはとの声も上がったみたいですが、じゃあ誰がSNS発信をやるのかとなったときに、実際誰もやりたくなかったのか、誰も手を上げずにその話は前に進まなかったと伺いました。こういうことも踏まえて、これからどうこの施設を発信していくのか、周りの方々にもう1度、目を向けて使っていただけるようにするのかお答えください。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 現在の状況から更に改善して、もっと多くの方に使っていただけるようにしていきたいと思います。具体的には、県内のコワーキングスペースと連携して、チラシを相互に置くとかは実際に依頼をかけておりますし、県の産業デジタル推進課と連携して、進出企業とのマッチングイベントへの参加と、ワーケーションでの活用の推進を検討していくようにしております。1歩ずつですけども、施設の利活用の推進に向け、今後とも着実に進めていきたいと思っておりますし、またSNSについてはシティプロモーションの関係で、一旦町で一本化する方針が3年ほど前に出されております。その他、観光面や地産外消とかさまざまな分野がありますけども、それぞれ野放しにやってい

てもというところで、一括してシティプロモーションとしてやっていく方針が示されましたので、個別勝手にSNSを立ち上げることは現在のところ控えています。ただ、利用者、SNSを見られる方の多様性も広がってきていますので、その点についても企画課と連携しつつ、改めて検討していけるかと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） これからSNS発信も兼ねてだと思いましたが、検討するという旨の答弁をいただいたと思います。

ということで、次のインターネットの改善時期を問うという質問です。四万十町の方々は、この遅い途切れるインターネットを我慢して使用料を払っており、たくさんの方々が本当に困っております。使用料金を払っているんだから、ちゃんとしたサービスを提供してほしいという意見もたくさんいただいております。そこで、四万十町のインターネット環境の改善工事等の計画はあるのか、インターネット改善工事の時期をできるだけ明確に教えてください。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） それでは、インターネット環境の改善時期についてお答えしますが、その前に、現在、新型コロナウイルス感染症の影響などもあって、デジタルの利活用が急速に拡大したことにより、町全体の通信量が増大しております。それによって、当初の設計の通信限界を超える状況になったことで、利用者の皆さんに大変ご迷惑をおかけしております。この場をお借りして深くおわびしたいと思います。大変申し訳ございません。その上で、この状況を改善すべく、かねてから予定しておりましたインターネット関連機器の更新及び再構築の工事と併せて、現在、上位回線の増設工事を実施しております。工事の概要としてお答えしますが、まずケーブルテレビの情報センター側、受け手側になりますが、そちらの受入れ環境を整備するために、昨年度末までに1Gbps対応の機器から10Gbps対応の性能を持つ機器に入替えを行い、センター全体として最大960Gbpsの受入れが可能となるように環境整備を完了しております。現在はセンターとインターネットへの接続回線、いわゆる上位回線を四万十町全体で4Gbpsから20Gbps、現在の約5倍まで増設するように作業を進めております。間もなく設計作業が完了する見込みになっておりますので、順調に行けば上位回線の提供通信事業者との交渉、調整がありますので、それらが整う見込みが本年11月中となっております。まず11月に半分の10Gbpsま

で増設を行います。その後、更に同様の作業を続けて、2月末までに予定の20Gbpsまで増設を完了させる工程で、現在、作業を進めています。

以上です。

○議長（味元和義君） 13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） 素晴らしい説明をいただきました。そこで、この工事をする事によって、今まで改善しづらかったといいますか、集合住宅に住まれている方々も問題なくさくさくとインターネットが使えるようになるのか。集合住宅は時間帯によっては込み合うというか、よく途切れたりするという声も聞いたりします。そういうのも改善されるのかお聞きしたいです。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 集合住宅については、引込みの形態、一つの引込みで各家に分配している場合と、アパートなら1室1室に引込みをしている場合と二通りのパターンがあります。1室1室に引込みを行っている場合は、この増設工事が行われればスムーズに接続できると思います。1本で接続して分配している状況のお宅ですと、多少その出口の部分で込み合うことは解消できないことになるかと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） インターネットの改善時期、素晴らしいご答弁をいただいたので、次の質問に行きます。

改善後のインターネット速度を問うということで、各家庭でインターネットを引いているわけですね。最高速、上り下り遅延のスピード、Ping値等をご答弁お願いします。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 今回、増設工事を行いますので、各ご家庭におけるスピード感においては、現在、町全体4ギガバイトとお答えしましたけれども、例えば休日とか夜間とかは、町全体の出口が4ギガバイトで頭打ちになってしまっているのです、現在の町全体の瞬間的な通信の最大値は4ギガバイトを超えています。そこが解消されるので、各ご家庭で加入されているサービスのコースによって、今回の増設工事が完了すれば、コースなりの通信速度が確実に担保される形になると理解しております。

○議長（味元和義君） 13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） ということで、ちょっと質問ですが、ケーブルテレビのインター

ネットプランに、30Mbpsと100Mbpsというプランがあるじゃないですか。この速度自体は変わらなくて、スムーズな感じになるというだけで、例えばこの上限が500Mbpsとかになったりはしないということですかね。一般家庭のスピードが上がるとか。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 現在、ご加入いただいている設定のコースがこの増設工事で、例えば100Mbpsのコースに加入している方が500Mbpsになるということではありません。

100Mbpsは100Mbpsのままですので、現状は、先ほど議員おっしゃられたとおり、128kbps、30Mbps、100Mbpsの3コースは変わりません。

以上です。

○議長（味元和義君） 13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） 要するに最高速が変わらないという認識でよろしいですね。

次ですが、このことに関連して、インターネット環境の修繕工事を行うことによって、インターネットの通信速度、通信環境が良くなると思うんですが、今、実際、プランで一番高いのが高速100Mbpsコース5,130円だと思います。このコース自体、改修工事後、値上がりはするのかなしないのか。その辺を明確にご答弁いただきたいです。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 現在の各コースにおける利用料金の設定は、変更する予定はありません。今回の工事が完了した後も同じ利用料金設定で当面の間は続けていきます。

以上です。

○議長（味元和義君） 13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） 値段は上がらないかもしれないということですね。これが私の最後の質問になるんですが、前回、広報広聴常任委員会で、まちなかの聞き取り調査をしたときに、よく聞かれたことです。改善工事後のインターネット環境でオンラインゲーム等はスムーズに、満足にできるようになるのか、遅延問題は解決できるのか、明確にお答えください。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） それでは、現状のプラン、30Mbps、100Mbpsということで、利用環境としてはどうなのかということだと思います。現在提供しているサービス、先ほど申し上げたとおりですけれども、例えばYouTubeといった動画を快適に視聴するために必要な速度が、大体5Mbpsから10Mbpsぐらいだと言われてますので、そういった利用が主

な方は30Mbpsのコースで十分かと思われますし。また先ほど議員おっしゃられましたオンラインゲームなどを快適にプレーするためには、おおむね30Mbpsから100Mbpsが必要だと言われているので、現状の100Mbpsのサービスでも十分利用可能とは考えております。ですが、先ほど来、議員からおっしゃられている、それ以上に使われている方がやはりいらっしゃると思います。そういった方はこの100Mbpsでも当然、通信速度が遅いので、利用としてはかなり厳しいものがあります。今までは町全体の通信量の最大値が4Gbpsで、それ以上に広げることがなかなか難しかったですけれども、20Gbpsに増設するということで、一定これ以上の高速サービスも提供することが可能になると考えております。現在、11月まで工事がかかりますので、その間に更に上のサービス、例えばNTTであったりピカラ光であったりは1Gbpsのサービスも創設しておりますので、そういったことも考えると、四万十町においても1Gbpsのサービスを前向きに検討したいです。

以上です。

○議長（味元和義君） 13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） 四万十町の現状では最高速は100Mbps以上には上がりず、一応オンラインゲームとか、一般に利用する方は満足しうるのが現状ですよね。分かりました。全部聞き終わったので、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（味元和義君） これで、13番佐竹将典君の一般質問を終わります。

ただいまから暫時休憩します。

午前10時12分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番伴ノ内珠喜君の一般質問を許可します。

12番伴ノ内珠喜君。

○12番（伴ノ内珠喜君） 皆様、改めてこんにちは。本会議の最後の一般質問をやらせていただきます。初めてなので、つたない説明になるかと思いますが、どうかご了承ください。一般質問の通告書どおり3つの項目について質問します。

まず一点目に、吉見川の洪水浸水対策について、もう一点は災害時のエリアメールの運用について、もう一点はコミュニティバスの運行について質問します。

いよいよ梅雨入りして、さらには台風シーズンを迎えました。早くも今月には二つの台風が発生し、四国沖を通過。台風2号の通過の際には梅雨前線の活発化に伴い、近畿、東

海、関東地方など各地で土砂災害や河川の氾濫が起き、数々の被害が報告されています。私たちの四万十町では、甚大な被害こそありませんでしたが、隣の黒潮町や宿毛市では土砂災害、河川の氾濫などが報告されています。また、四万十町内でも、昨年、仁井田、影野、東又、志和、興津地区など、各地で河川の氾濫や土砂災害が発生し、農業ハウスや家屋への浸水被害が起きました。近年、地球温暖化やそれに伴い世界各地で河川の氾濫や洪水が発生し、多くの人命が失われています。私たちの生活環境を脅かす土砂災害や河川の氾濫などは、いつどこで発生するか予想はつきません。

そこで、以前より起きてきた吉見川の氾濫による家屋への浸水対策について、日頃から町民の方からいろいろ伺っていました。さまざまな対策は講じ、現在に至っていると思いますが、再度、認識していただけるよう質問します。

現在の吉見川の浸水対策について、どのような対策が取られているかお聞きします。

○議長（味元和義君） 建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君） 前回の被害では、平成26年8月に接近上陸した台風11号と12号の影響で、本町、茂串町、琴平町地区を中心に310以上の浸水被害を受けております。このときの要因としては、四万十川本流の大井野観測点では氾濫危険水位を超える増水に合わせ、吉見川の水位も上昇し、激しい雨が続いたことで内水がはけなくなり、市街地の浸水被害が起きました。町としては、このような事態を再度また繰り返さないためにも、平成28年度以降、内水を排出する施策を行っております。これまでの排水ポンプに合わせ、ポンプ場の建設やポンプ車を配備し、内水の排水対策を行っており、また第1排水区における計画案についても、昨年度から継続で事業変更を行っております。吉見川の外水対策についても、高知県にて堤防の嵩上げやフラップゲートを設置し、浸水対策を行っております。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番伴ノ内珠喜君。

○12番（伴ノ内珠喜君） そこで、現状の浸水対策で本当に大丈夫かどうか疑問を持たれている方もおられます。その点についてどのような考えをお持ちかお聞かせください。

○議長（味元和義君） 危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） 町としては、現在のハード整備で十分とは考えておりません。住民の方一人一人が自分の命は自分で守るという自助の意識を持っていただくとともに、地域との助け合いなど共助の力を育てていただくよう、地域の自主防災組織などと

一緒に防災訓練とか防災学習を日頃から行って、緊急時に行わなければならない行動を身につけていただくことが必要だと思っております。発災が予想された場合、町としては避難指示等を出して、事前に住民の方に命を守っていただくお知らせをします。町のタイミングに捉われず、各ツールを使い、自分で危ないと思ったら事前に行動していただくようお願いしています。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番伴ノ内珠喜君。

○12番（伴ノ内珠喜君） 十分ではない、身の危険を感じる如果能够あれば、町民に通告して避難していただくという答弁でした。そのほかに、やはり長年浸水被害に悩まされてきた地元町民にとっては、積年の課題だと思います。今後のさらなる対応策や浸水対策がもしあるのであれば、お聞かせいただきたい。

○議長（味元和義君） 建設課長下元敏博君。

○建設課長（下元敏博君） 現在は第2排水区における整備が完了しております。当然、この整備だけでは十分な対策ではありません。先ほど申した、当初計画案の第1排水区についての見直しを行い、今後の吉見川浸水対策の調整会議で決定した対策をしっかりと進めていき、十分な洪水浸水対策に努めていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番伴ノ内珠喜君。

○12番（伴ノ内珠喜君） さらに対応をしていただくということで、何分自然災害は待つてはくれません。いつ発生するか分からないので、迅速に、なおかつ円満に解決して、さらなる対応策を取っていただくようお願いします。

続いて、災害時のエリアメールについてお聞きします。台風や大雨注意報とかゲリラ豪雨など、大規模災害の発生が予想されるときなど、町内を中心に配信される電子メールのことだと認識しております。なぜこのエリアメールの件を取り上げたかという、大雨警報が気象庁などで発令されているにも関わらず、私が住んでいる興津地区では、なぜか隣の黒潮町のエリアメールしか入ってきません。住民から、四万十町はエリアメールを運用していないのかと、警報が出るたびに聞きました。その観点から、どのような運用がされているのか、どういう運用基準なのかを聞かせていただきたい。

○議長（味元和義君） 危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） 運用基準について、お答えします。昨日の答弁と被るん

ですけど、エリアメールについては、災害の発生が予想されるときに、市町村が高知県の防災情報システムを通じて、避難指示等の情報をお伝えしている手段の一つとなります。基準ですが、まず警報が出されてすぐではなくて、今後も雨が続き河川の氾濫が危惧されるときに、音告等を使い氾濫警戒情報を出します。河川の氾濫が危惧される状態にならない場合は、エリアメールは出していません。エリアメールですけど、基本的には市町村の特定の地域への限定配信になり、携帯電話会社のアンテナを使い個人の携帯端末へも配信しております。6月2日の線状降水帯による強い雨の影響で、隣接する町のエリアメールが興津地区に入ってきたということですが、この度の豪雨で県西部ではレベル4の避難指示を出したところがあり、黒潮町もそうでした。四万十町では、キキクルというツールを確認して、災害に至らないように事前に消防団に出動要請を行い、結局、浸水には至らないということで、四万十町は警戒レベル3高齢者等避難指示の発令も行いませんでした。反対に、警報が出る前に危ないと思ったときには、音告装置を使い、エリアメールだけではなくて音声告知放送システム、ケーブルテレビのL字放送等、町公式LINEを通じた情報提供等を行い、皆さんに情報は伝えるようにしております。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番伴ノ内珠喜君。

○12番（伴ノ内珠喜君） ただ、スピーカー放送などは、ものすごく強い雨が降っている際にはほとんど聞こえません。私の住んでいる地域でも、放送しているが何を言っているのか分からなくて、防災放送なのか聞き取れない状況にあります。そういった際に、やはりこういった情報配信を構築していただければ、四六時中ケーブルテレビを見ているわけでもないし、家にいるわけでもない、どんなタイミングでどういう状況になるのか誰も予想できないので、必ず誰かが近くに携帯を持っていて、そういった情報配信がされれば、一次避難行動、例えば避難準備とかの啓発にもつながるんじゃないかなと私は思います。その観点から、町独自の配信サービス等の構築状況に現在あるのか、今後どのような情報サービス提供をしていくのか、お伺いします。

○議長（味元和義君） 危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） 令和3年度に、町の音声告知システムを改修しております。その際に、多メディア配信システムを構築しておりますが、まだ皆さんに提供できていないということで、本当に後手に回って申し訳ございませんでした。この分が実はもう整備されておりますので、これから町民の皆さんに提供していくようにまた案内していき

いと思います。

○議長（味元和義君） 12番伴ノ内珠喜君。

○12番（伴ノ内珠喜君） 早く情報を的確な時期に配信してこそ、やっぱり自主防災への意識も高まるし、1人でも多くの被災者を出さないためにもそういった運用をしっかりとしていただき、町民が命を守る行動を取れるよう、今後もよろしくお願いします。そういった自主防災の観点からも、情報提供が命を守る行動へとつながるようにしていただきたいと思いますが、町民に対して中尾町長から何か一言お願いします。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 今日の防災浸水対策のご質問に加えて、総合的に私からお答えします。

まず、吉見川の浸水対策ですけども、平成26年8月10日の規模の災害であれば今の排水ポンプ車での対応でいけると思います。当時、洪水警戒水位を超えたので非常に我々ばたばたしましたけども、一定ポンプ車の配置もしたので、先だって昨年9月に災害対策本部の出勤の手前に寄ったところ、かなりの水が排出されていました。加えて今回のポンプ車の配置によって、平成26年8月の規模であれば一定調整できる状態にあります。当然、仮設ポンプを置いてですけども。ご心配の、まだ第一排水池ができておりませんので、その作業手続をしております。今後いろいろな調整を兼ねて実施に至るかどうか判断して、できる限り早く皆さん方の心配を払拭したいと思っておりますし、実際、稼働ができるような体制を取っています。

続いてエリアメールですけども、この間、質問の内容を聞いて課内で協議しました。今回は県西南部、大月町から黒潮町まで、非常に強い雨量が予想され、気象台から当然、警報が出されました。ただ四万十町の場合は、台長から私にホットラインの電話がありますので、そういったところを総合的に判断して、エリアメールの配信が適切かどうかを判断した結果、出さなかったということです。ただ、地元の方、非常にご心配だと思いますので、今後は一定情報提供しっかりしていくようなことで、エリアメールの活用も含めて考えたいと思います。やっぱり事前に情報があれば、今言ったように地区消防の皆様の心構えであるとか、住民の皆さん方の避難等、事前に想定することができますので、そういった意味では今回の質問を真摯に受け止めて、エリアメールの活用もまた含めて検討していきたいと思います。

○議長（味元和義君） 12番伴ノ内珠喜君。

○12番（伴ノ内珠喜君） 次に、コミュニティバスの運行についてお伺いします。どういう経緯から一般質問するかと言うと、コミュニティバスの運行が始まってから、バス停の近隣のスーパー近くでは、買物袋を両手に抱えた高齢者が多く見受けられました。それを見ているとあまりにも痛ましく思い、その手に持っている荷物を一つでも減らせる手だてはないだろうかと思って質問に取り上げた次第です。実際、町民の中には、「もう1便増やしてもらえたらな」とか、「料金が300円でも私は乗るよ。それでも2便増えれば自分ら助かる。こんな重い荷物を毎週毎週買いに行くのも大変じゃ」という意見を聞いてきました。そういった観点から、何とか手だてはないだろうかと思い質問します。

現在の運行状況と利用率を分かる範囲で教えていただきたい。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） コミュニティバスの現在の運行状況、それから利用率についてお答えします。

まずコミュニティバスについては、本町の公共交通空白地区の解消ですとか、利用者の少ない路線バスからの置き換えを目的として、平成23年、十和地域での実証運行から導入を行っているものです。現在の運行状況は、それぞれ毎週1日だけの運行になっていて、1回の乗車につき100円という形で運行しております。路線によって運行形態は異なりますけれども、大体1日のうちで3から5往復で運行しております。なお、路線数については、窪川地域で10路線、大正地域で6路線、十和地域で7路線の合計23路線が運行しております。利用率については時間帯によってまちまちですけれども、国で一定決められている基準としては、1便当たり2人以上の乗車があることが一つの目安となっておりますけれども、ほぼ全ての便で2人以上の基準はクリアしています。また定員が9人とか10人の車両定員のバスも運行しておりますが、それに乗り切れない場合も時間帯によってはある路線もありますので、おおむねよく利用していただいていると認識をしております。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番伴ノ内珠喜君。

○12番（伴ノ内珠喜君） 実際、さまざまな諸問題もあるかとは思いますが、週2回の運行は現状可能かどうか。また、今後そういった運行計画があったりするのかお聞かせいただきたい。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 週2日の運行が可能かどうかですが、現在、コミュニティバ

スだけに着目して、週2日の運行は実質難しいかなと考えています。これは、やはり運転手、車両確保の問題。入っていく道の関係とかもあって、通常の路線バスをそのままコミュニティバスに転用は、なかなか難しい状況もあります。そういったことから、現状の路線バスも含めた運行ダイヤの状況では、週に2日に増便はちょっと難しいかなとは考えております。ですが、実は路線バスの利用状況についてもさまざまご意見いただいていますし、路線バスも便によっては全く利用者がいなかったりもします。そこも含めて現在、路線バスの利用状況を利用者アンケートも含めて、町職員が全ての便に乗車して、その調査は間もなく終わります。その結果をもって、まず路線バスの見直しを来年度にかけて行う予定としております。そこで一定整理をつけた状態で経費のこと、先ほど申し上げた運転手、車両それらの確保の状況も見据えて、コミュニティバスの増便も検討していきたいというところです。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番伴ノ内珠喜君。

○12番（伴ノ内珠喜君） 是非、皆さんのお力で、高齢者が両手に持っている買物の荷物を一つに減らせる努力を共に考えていきたいと思います。新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、人と人とのつながりや地域のつながりが薄らいでしまうことは、新たな社会問題にもなりかねません。コミュニティバスが新たなコミュニティの場としてなり、地域と地域を結び、人と人を結ぶ懸け橋になるような交通機関であるように皆さんと共に考えていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（味元和義君） これで、12番伴ノ内珠喜君の一般質問を終わります。

ただいまから暫時休憩します。

午前10時52分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第37号三島キャンプ場整備工事（建築主体）請負契約の締結についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番山本大輔君。

○6 番（山本大輔君） 議案説明資料 8 ページの事業量で、新築建物、解体撤去建物、既存棟改修、屋外付帯工事とありますけれども、この中の新築建物自体が幾らなのかをお示しいただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 十和地域振興局長 富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） 申し訳ありません。これについては、解体撤去、その他の付帯工事も全て含めた設計となっておりますので、設計書の中から全て拾っていかないと、新築の部分だけが幾らというのはなかなか算出しにくい状況になっております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

2 番橋本章央君。

○2 番（橋本章央君） 三島キャンプ場整備工事について、簡単なことを二点ほど聞かせていただきます。

まず、町産材を使用して木造の建物を造るのかという点と。木材についてはJAS製品を使ってくれるのか、その二点をお伺いします。

○議長（味元和義君） 十和地域振興局長 富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） 本施設については木造平屋建てで、全て100%町産材を使用することにしております。具体的に言うと、図面の中に特記仕様書がありますが、本工事に使用する木材は四万十町産材で、四万十町内で製品化された材料を使用することと定めておりますし、また現場入札説明書でも本工事に使用する木材は床材及び集成材を含め、全て四万十町内産木材を使用するものとする、入札の段階から町産材の指定をしています。

それから、JAS企画の製材を使用するかどうかのご質問であったかと思います。国土交通省の監修の資料によりますと、構造体力上、主要な部分の木材は原則JASに適合する材を用いることになっております。ただし、一般的な筋交いを入れた軸組を継ぎ合いよく配置した構造の場合は、JAS材を用いないことができるとされております。今回の三島キャンプ場については、筋交いではないんですが、構造用合板を釣合いよく配置した構造となっておりますので、JAS材の使用は義務付けていない状況になります。

以上です。

○議長（味元和義君） 2 番橋本章央君。

○2 番（橋本章央君） JAS材であれば品質とかが表示されて安心して使える部分もあり

ますし、また一方で、JAS材でないということであれば、乾燥がしっかりできてなかったものを使ったりとかもでてくるかと思いますが、その乾燥材の使用についてはどうでしょうか。そういう材を使う予定で進めているのでしょうかということが一点と。町産材を使ったという証明書の仕方はどういう方法ですか。その点についてお願いします。

○議長（味元和義君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） 仕様書の中で、乾燥方法については低温除湿式乾燥相当と定めております。しっかり監理業者を設けて施工監理していきますので、その中で確認しながら進めていきたいと思っております。

それから、町内産であるかの確認をどのようにするのかについては、検査時に施工業者から木材利用実績調書、木材合法性証明書、町産材木材納入証明書を提出していただき、町産材を使っている確認をすることになります。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

14番古谷幹夫君。

○14番（古谷幹夫君） 予定価格について、確かこの工事の説明では予定価格を公表してと聞いた記憶があるがですけども、まずその一点確認させてください。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） 予定価格については、5,000万円を超える建設工事で、事後公表となっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 14番古谷幹夫君。

○14番（古谷幹夫君） そしたら予定価格を決めるに当たっての協議はどういう組織体で、建設課が中心になってでしょうけども、決めておるのか、確認の意味も含めて質問します。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） ご参加いただく指名業者については、指名の審査会を行っておりますけども。金額については今回、外注で設計をお願いしておりますので、そちらの設計によるものでして、金額は最終的には決裁を町長まで回して決定している状況です。

以上です。

○議長（味元和義君） 14番古谷幹夫君。

○14番（古谷幹夫君） 分かりました。外注されて決定しておるとお伺いしました。それは仕組みであれば、ああそうかなとなりますけども、といいますのも予定価格をオーバーした失格の入札者が出ておることと。非常にこっぴどく詰めた入札がされたということでしょうけども、落札率も98%という数字が出ておる点、もっと安くできるような方法はないのかなと疑問に思いましたので、答えがあればお聞きします。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） 入札の目的は、できるだけ安く、できるだけいいものを入手するということになります。今回も無効業者がおりましたけれども、全体的にはきちんとそれぞれの業者にお見積りいただいて、その結果であると考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） 先ほど6番議員のご質問で、新築建物に当たる部分の金額が幾らかということであったかと思います。手元に資料を持ってなかったんですが、今、情報を確認して、6,210万円の分が新築に係る経費となります。

以上です。

○議長（味元和義君） 山本議員、これについて質問がありましたら許可します。

○6番（山本大輔君） ないです。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第37号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第37号三島キャンプ場整備工事（建築主体）請負契約の締結についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第37号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第3、議案第38号窪川中学校トイレ改修工事（建築主体）請負契約の締結について、日程第4、議案第39号窪川中学校トイレ改修工事（機械設備）請負契約の締結について、以上、議案第38号及び議案第39号の2議案を一括議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番緒方正綱君。

○9番（緒方正綱君） 第39号、機械設備の入札について質問します。指名競争入札で10者を指名された中で、応札が6者、そのうち5者が予定価格よりオーバーし無効、辞退が4者。こういう入札結果は私もあまり見た記憶がないんですが、6者応札して5者が予定価格をオーバーしたと。設計の予定価格の見積りがかなり低くということではないですけど、結果そうになっていますが、予定価格については積算がしっかり行われているのかどうかと。入札をする場合には、工事内訳書を1,000万円以上については出すようになっておると思いますが、その点について無効になった業者、そこら辺でばらつきといたしますか、各内訳書があったのかどうか、お伺いします。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） 議案第39号の入札記録についてお答えします。まずきちんと予定価格を積算しているのかどうかですが、この部分の設計についても外注によって行っていますけれども、結果、落札者がいらっしゃる状況ですので、特段、発注者側としては問題視していません。もちろん公共工事として使わなければならない単価であるとか、あと値引き率とかいろいろ事業者のセンスによって変わる部分はありますが、基本的にはきちんとした価格で入札をいただいたものと承知しております。計算方法等について疑問とかご意見がある場合ですけれども、今も活用いただいている情報公開制度がありまして、金入りの設計書の中身を見ることができますので、それぞれ見ていただいて、今後の参考にもしていただければと考えております。

二点目の内訳書です。内訳書それぞれ詳細についてばらつきがあったかどうかは承知し

てはしていませんが、入札時に確認していて、傾向については特に無効とか失格になった場合について、入札が成立すれば特に深追いはしていない状況です。

以上です。

○議長（味元和義君） 9 番緒方正綱君。

○9 番（緒方正綱君） 今回の入札結果ですね。6 者のうち無効が 5 者と、これは入札が終わったときにそういう聞き取りは業者にされなかったのか。1 者が予定価格の上限、下限の中にあるということで一応入札は成立するわけですが、5 者がオーバーした、ほとんどの応札した業者がオーバーしたのは稀なケースでありますので、そこら辺については聞き取りをされたのかどうかお伺いします。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） 先ほども申したとおり、入札が成立した場合にはいろんな項目について深追いをすることはしていません。聞ける範囲で一般的には聞いたりはしておりますけども、今回の場合は積算が難しかったと認識しております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

7 番武田秀義君。

○7 番（武田秀義君） 窪川中学校トイレ改修工事の衛生設備工事について、現地を見たところ、和式を洋式に替えると。洋式が駄目という生徒もいらっしゃるということで和式を一部残すと。あと洋式の便座に関しては暖房を設置するということですが、単純に思うのに、なぜウォシュレットじゃないのかなと思ったので、その場にいた生徒たちに少し聞き取りを何人かしたところ、使わないという生徒もいましたが、生徒全員に聞いたわけじゃないんですけども、現地の生徒にそういったアンケート調査した上でウォシュレットの設置をやらなかったのかどうか、その点お聞きします。

○議長（味元和義君） 学校教育課長長森伸一君。

○学校教育課長（長森伸一君） トイレ工事に当たって、生徒の意見とかを聞いたかという質問についてお答えします。まず、この工事を行うに当たり設計する段階で、工事先である窪川中学校の教職員に要望を確認しております。学校の要望ということで生徒の意見も聞いたようです。そこでは暖房の便座というのが一番多かった意見と聞いております。そして、ウォシュレットの要望があったのかどうか、必要という意見は聞いておりませ

ん。今までも各学校のトイレの改修を行っておりますが、ウォシュレットは整備しておりません。今回の中学校と同じように和式を洋式にし、また暖房の便座としております。ウォシュレットの整備については、学校にウォシュレットを設置するかと設計会社に確認はしておりますが、ウォシュレットの衛生管理面で、いろいろ生徒の指導等もありますので導入してない学校が多いとも確認しており、学校においてはウォシュレットが絶対必要な機器ではないと認識しております。そういうこともあり、要望のあった暖房便座は設置しますが、ウォシュレットは設計の対象から外しております。

以上です。

○議長（味元和義君） 7番武田秀義君。

○7番（武田秀義君） 設計業者の意向よりは、生徒が望むか望まないかが重要だと思いますので、生徒が望んでいないのであれば、ウォシュレット設置は必要ないかと思うんですけれども、その辺やはりきちっと生徒の需要、要望を把握した上で設計には臨んでいただきたいと思います。今後またそういったケースがあればよろしくお願いしますし、今後、生徒からウォシュレットの要望があった場合には、応えていただきたいと思いますので、どうかその点ご理解をお願いします。

○議長（味元和義君） 学校教育課長長森伸一君。

○学校教育課長（長森伸一君） ウォシュレットの必要性について、今まで工事を行ってきた学校においても、ウォシュレットがなくて困ったという意見は聞いてなかったため、今回もウォシュレットについては考慮していませんでした。ただ、これからの学校のトイレ整備について、また学校と調整して、児童・生徒の意見についても十分確認して設計工事をしたいと思っております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第38号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号窪川中学校トイレ改修工事（建築主体）請負契約の締結についてを採決します。

議案第38号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

これより議案第39号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号窪川中学校トイレ改修工事（機械設備）請負契約の締結についてを採決します。

議案第39号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第5、議案第40号消防ポンプ自動車の売買契約の締結についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第40号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号消防ポンプ自動車の売買契約の締結についてを採決します。

議案第40号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第6、議案第41号四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 議案第41号は、四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する内容ですが、この要旨に書いてあるように、今般の新型コロナウイルス感染症の関係の条例改正で、5類感染症に変更されるということで、今回の特殊勤務手当を改正する内容については十分把握していますが、この内容を読んで、煩わしい形になっていますんで、その確認です。今まで新型コロナウイルス感染症という名称が、今回は特定新型インフルエンザ等という区分になる解釈でいいかなと思って読んでおって。関連して、今回は5類感染症に移行したので普通の季節性インフルエンザと同等の扱いとして、対応する職員の手当を元に戻す形ということですが、今までの普通の季節性インフルエンザの5類感染症になった場合の手当はどうなるのか。第2条か第3条に基づくということですが、今まで新型コロナウイルス感染症関連で職員が勤務した場合は、1日作業に従事したら3,000円、体に触れる手当をした場合は4,000円、これも改正後は変わるのか。特定新型インフルエンザという解釈の下であれば手当をされるということですが、5月8日から5類感染症に移行していますので、特定新型インフルエンザ対策で従事した場合はこの金額から下がるということですか。現在も新型コロナウイルス感染症対策で集団接種も行われておりますが、そういったケースとの整合性。5月8日から従事した場合でもこの3,000円、4,000円という手当がなくなるのかと。もう一点、このインフルエンザが今度、新型コロナウイルス感染症に代わる特定の新型インフルエンザに移行するかは、国からの意向によ

って町長が判断するという解釈でよろしいのでしょうか。その二点だけ伺います。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） 資料にありますけれども、特定新型コロナウイルス等についてお答えします。特定新型コロナウイルス等とは、新型コロナウイルスと再興型インフルエンザとあって、昔流行ったけれども、今は流行っていないもので、国民に免疫がないので重大な被害が出るかもしれないというくくりです。これが特定新型コロナウイルス等と。もう一つ加えるのは、そういったことが起きた場合に政府の委員会が立ち上がったものを条件としておりますので、今後、今回の新型コロナウイルス感染症のようなことが起きた場合に、その3つの条件、インフルエンザの二つの区分と、政府の委員会が立ち上がったことでもって同じような手当が出るという解釈でいいかと思います。現状、5月8日以降の話ですけれども、新型コロナウイルス感染症が5類相当になったということで、季節性インフルエンザと同じですので、特殊勤務手当の関係で言えば特にありません。特殊勤務手当はそれぞれ4種類ありますけれども、季節性インフルエンザに関連したものは特にありませんので、ないというお答えになるかと思います。

○議長（味元和義君） 10番中屋康君。

○10番（中屋康君） そういった内容になっていますので、十分把握しました。参考のために教えていただきたいんですが、いわゆる以前の新型コロナウイルス感染症は何類に該当して、これは多分1類からあるんでしょうかね。5類以下の分について、その線引きでこういった内容の特殊勤務手当が分類されるのかどうか、そこをもう一度確認したいです。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） 感染法上の分類ですので、町がどうこうしているわけではないんですけれども、1類から5類まであります。1類は非常に重篤な、エボラ出血熱ですとか、ペストとかを示します。5類が一番この中では軽いんですけれども、季節性インフルエンザで、それから2類、3類、4類とありますけれども、新型コロナウイルスは2類相当という位置づけでこれまで来ていました。

もう一つのご質問は、この1類から5類の中で手当が決められているわけではなくて、緊急度とか危険度に応じた形で国の政令等の改正に伴って、町は規則改正等を行っていて、今回も国の考え方の変更によって条例を改正したということです。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第41号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第41号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第7、議案第42号四万十町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第42号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号四万十町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第42号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第8、議案第43号四万十町集会所等条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第43号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号四万十町集会所等条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第43号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第9、議案第44号令和5年度四万十町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第44号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号令和5年度四万十町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第44号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま中尾町長から報告第9号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第4号―追加1として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。

報告第9号を日程に追加し、追加日程第4号―追加1として議題とすることに決定しました。

議案書を配付します。暫時休憩をします。

午前11時37分 休憩

午前11時38分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第4号―追加1、報告第9号専決処分の報告について（訴えの提起について）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第9号専決処分の報告についてご説明します。

本件については、学校給食費の滞納に係る支払い請求の訴えを提起したものです。経過としては、四万十町内の小学校及び中学校に在籍していた児童及び生徒の学校給食費に係る、平成17年12月から平成27年3月までの滞納について、再三にわたり催告書を送付し請

求してきましたが納付されず、本町と交わした分割納付制約も履行されなかったため、一括支払いを求める支払い督促を須崎簡易裁判所へ申し立てておりました。その後、相手方から督促異議の申立てが行われたことよって、民事訴訟法第395条の規定に基づき訴えがあったものとみなされたため、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第6項の規定により、令和5年6月12日に専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定によりご報告します。

以上です。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第10、発委第2号四万十町議会議会改革調査特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長水間淳一君。

○議会運営委員長（水間淳一君） それでは、発委第2号を提案します。

令和5年6月15日、四万十町議会議長味元和義様。提出者は、四万十町議会議会運営委員長水間淳一です。

四万十町議会議会改革調査特別委員会の設置についての議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

四万十町議会議会改革調査特別委員会の設置について、次のとおり、四万十町議会議会改革調査特別委員会を設置するものとします。名称は、四万十町議会議会改革調査特別委員会、設置根拠は地方自治法第109条及び四万十町議会委員会条例第6条です。

目的については、四万十町議会は平成18年3月20日の町村合併以後、議員定数や議員報酬に関する議論を重ねてきて、現在に至っております。四万十町議会に限らず全国的な課題として、議員の成り手不足や女性議員の成り手不足などがあります。四万十町議会においても顕著な課題となっております。四万十町議会としても、時代に合わせた議会運営の在り方や、課題解決に向けて取り組む必要があります。

以上のことから、四万十町議会議会改革調査特別委員会を設置し、議会閉会中も議会改革の審査、調査を行うことを提案するものです。

委員定数は7名として、任期は四万十町議会議会改革調査特別委員会最終報告までとします。

提案理由は以上です。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第2号四万十町議会議会改革調査特別委員会の設置についてを採決します。

四万十町議会議会改革調査特別委員会を設置することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、7人の委員で構成する四万十町議会議会改革調査特別委員会を設置し、これに付託して議会の閉会中も継続して議会改革に伴う調査、審査活動を行うことは可決されました。

ただいま設置が可決された四万十町議会議会改革調査特別委員会の経費については、当分の間は当該年度予算から支出することにします。

暫時休憩をします。

午前11時45分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（味元和義君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第11、四万十町議会議会改革調査特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま設置されました四万十町議会議会改革調査特別委員会委員の選任については、

委員会条例第8条第3項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

氏名を読み上げます。

四万十町議会議会改革調査特別委員会委員、1番水間淳一君、6番山本大輔君、7番武田秀義君、8番村井眞菜君、10番中屋康君、13番佐竹将典君、15番下元真之君、以上7名であります。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。

したがって、四万十町議会議会改革調査特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

会議の途中ですが、暫時休憩します。

午前11時46分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより四万十町議会委員会条例第10条第1項の規定により、四万十町議会議会改革調査特別委員会を議長より招集します。

令和5年6月15日。四万十町議会議会改革調査特別委員会委員様。四万十町議会議長。四万十町議会議会改革調査特別委員会招集通知。

委員長及び副委員長互選のため、四万十町議会議会改革調査特別委員会を招集しますので出席願います。

日時、令和5年6月15日午後1時5分。場所、3階委員会室。

四万十町議会議会改革調査特別委員会開会のため、ただいまより休憩します。

午後1時01分 休憩

午後1時07分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

四万十町議会議会改革調査特別委員会から委員長及び副委員長をそれぞれ互選した旨の通知がありましたので、報告します。

四万十町議会議会改革調査特別委員会委員長中屋康君、副委員長佐竹将典君、以上のとおりです。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（味元和義君） 日程第12、陳情第5－5号町道宮ノ越線（五社大橋）の拡幅工事を求める陳情書を議題とします。

この陳情議案については、所管の産業建設常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

14番産業建設常任委員長古谷幹夫君。

○産業建設常任委員長（古谷幹夫君） それでは、陳情案件の審査結果報告をします。

令和5年6月15日。四万十町議会議長味元和義様。産業建設常任委員長古谷幹夫。陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項及び第95条の規定により報告します。

受理番号陳情第5－5号。付託年月日令和5年6月7日。件名、町道宮ノ越線（五社大橋）拡幅工事を求める陳情書。審査の結果、不採択です。

経過について報告します。産業建設常任委員会、令和5年6月定例会審査経過報告書。審査日、令和5年6月8日。番号、陳情第5－5号。付託日、令和5年6月7日。件名、町道宮ノ越線（五社大橋）の拡幅工事を求める陳情書。説明者、陳情者、代表代理人の方1名、下元建設課長のお二人でした。

審査経過について、陳情者代理人より陳情の趣旨及び現況説明を現地で受けた後、建設課長より当該橋梁の敷設時期、経過年数や道路インフラ健診検査による判定が4段階中3判定（早期措置段階）となっていること、道路構造令に基づき、昭和43年（1968年）、長さ120m、幅4mで設置されたものであり、老朽化対策として修繕工事を行っていることを確認しました。併せて、町内には617の橋梁が存在し、先ほど言った判定基準3判定以上の橋梁が118存在するという事実、そして修繕工事を計画的に進めており、危険な橋梁の改修を優先的に取り組んでいることも確認をした上で、以上の経過を踏まえて、全員一致で不採択との判断をしました。

理由として、町内617橋梁のうち、修繕工事計画に沿って進められている118橋の中に本陳情案件も含まれていること。またもう一つの理由として、修繕工事計画では危険度の高いものから順次進めており、優先順位に基づく対応については理解してもらう必要があるということ。そして現状の橋梁を見る限り、拡幅を急ぐ緊急性が認められないという主だったこの3つの理由による不採択という決断です。

その場に出された委員の意見は、陳情の趣旨内容については一定理解ができる。町内には本案件よりも厳しい状況にある危険度の高い橋が数多く存在する。歩道橋を付けることも一案ではあるが、強度等の問題について専門家の判断が必要となる。現況を見る限り、町内にはもっと緊急性の高い橋が多数存在する。優先順位に沿った対応を理解してもらう必要があるという意見が出ておりました。

審査結果、不採択。全員一致です。以上です。

○議長（味元和義君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

これより産業建設常任委員長の報告について、質疑があればこれを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第5－5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第5－5号町道宮ノ越線（五社大橋）の拡幅工事を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第5－5号町道宮ノ越線（五社大橋）の拡幅工事を求める陳情書について、委員長報告は不採択です。

まず採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立なしです。したがって、陳情第5－5号は委員長報告のとおり不採択することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第13、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、派遣することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。

ただいま議員派遣が議決されました。派遣内容を損なうことがない範囲において、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、派遣内容の整理権を議長に委任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第14、閉会中の継続審査・調査申出についてを議題とします。

産業建設常任委員長から常任委員会において審査、調査中の事件及び各常任委員長から所管事務の調査について、また議会運営委員から所掌事務の調査事項について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査、調査の申出がっております。

お諮りします。

産業建設常任委員長から、また各常任委員長と議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、産業建設常任委員長からまた各常任委員長と議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることを決定しました。

ただいまから暫時休憩をします。

午後 1 時16分 休憩

午後 1 時24分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和５年第２回四万十町議会定例会を閉会します。

午後１時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

四万十町議会議長

令和 年 月 日

四万十町議会議員

令和 年 月 日

四万十町議会議員